

新入学児童生徒学用品費(就学援助費)の入学前支給のお知らせ

令和5年度に岩倉市立の小・中学校に入学予定のお子さんの保護者で、1月末までに申請され、就学援助の要件に該当した場合、就学援助費のうち、「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します。

■ 対象者 次の1～3すべての要件に該当する人

- 1 岩倉市に住民登録があり、入学前に岩倉市を転出する予定がない人
- 2 4月に岩倉市立の小・中学校に入学予定のお子さんがある人
- 3 下表の「支給対象者の要件」のいずれかの項目に該当する人

■ 申請に必要なもの

- ① 就学援助費受給申請書 お子さん1人につき 1枚
申請書は、学校教育課でお渡しします。市のホームページからも印刷できます。
- ② 要件項目(該当事項)が確認できる書類 (下表を参照)
- ③ 振込先口座がわかるものの写し(預金通帳等)

【支給対象者の要件】

要件項目(該当事項)	必要書類等
① 生活保護が停止または廃止された人	なし
② 市民税が非課税または減免された人	なし(※1)
③ 固定資産税が減免された人	減免通知書
④ 国民年金保険料が全額免除または国民健康保険税が減免された人	免除申請承認通知書の写し 減免通知書の写し
⑤ 児童扶養手当が支給された人(児童手当・特別児童扶養手当受給者は該当しません)	児童扶養手当証書の写し
⑥ 生活福祉資金による貸付を受けた人	貸付決定通知書の写し
⑦ ①～⑥に該当されない人で特別な事情で経済的に困りの人	なし(※1)

(※1) 令和4年1月2日以降に岩倉市へ転入した方は、令和4年1月1日現在の住民登録地で発行される課税証明書(現年度分)が、生計同一の世帯全員分が必要です。

■ 申請期間 令和5年1月4日(水)～令和5年1月31日(火)

■ 申請場所 岩倉市役所 6階 学校教育課 (郵送可)

午前8時30分～午後5時 (土日、祝日を除く)

(裏面へつづく)

■支給時期等

支給時期：令和5年2月末予定

支給方法：申請書に記載の口座に振込みます。

支給金額：小学校入学予定のお子さん1人につき … 54,060円

中学校入学予定のお子さん1人につき … 60,000円

■注意事項

○3月31日以前に岩倉市から転出するなど、4月に岩倉市立小・中学校へ入学しない可能性のある場合は、申請を行わないでください。

○新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請し、認定を受けられた方で、**令和5年度就学援助制度(学校給食費等)を希望される方は、別途申請手続が必要です。**

○新入学児童生徒学用品費の入学前支給の審査基準は、令和4年度の基準となります。令和5年度の就学援助制度では、令和5年度の審査基準を用いますので、**審査結果が異なる場合があります。**

○入学前支給を申請しない場合でも、令和5年度の就学援助を4月末までに申請し、認定された場合は、入学後に新入学児童生徒学用品費を受給することができます。

■生活保護受給者の方について

生活保護受給者の方は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、新入学児童生徒学用品費の入学前支給の手続は必要ありません。

(問合せ・郵送先)

〒482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉市役所 学校教育課

学校教育グループ 就学援助担当

電話 0587-38-5818 (直通)